

## 地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

(あて先) 沼津市長

届出者 住所  
氏名

(印)

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- (5) 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

### 記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日                      平成 年 月 日
- 3 行為の完了予定日                      平成 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>				
建築物の建築又は工作物の建設	(2)	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設)                      (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
	設計の概要				
		(Ⅰ) 敷地面積			m <sup>2</sup>
		(Ⅱ) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(Ⅲ) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	(Ⅳ) 高さ 地盤面から m	(Ⅴ) 用途			
		(Ⅵ) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>				
	(ロ) 変更前の用途				
	(ハ) 変更後の用途				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>				

#### 【備考】

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域において、2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。